## 広島県告示第四百五十七号

定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則(昭和二 十二年省令第二十九号)第十二条の二の十四第二項の規定により、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、指 令和七年四月二十四日 次のとおり告示する。

広島県知事 湯 﨑 英 彦

東急コミュ	名 称
番一号 用賀四丁目一〇 東京都世田谷区	の所在地 住所又は事務所
一日 一日 月	指定をした日
及び駐車場の使用料中地区)に係る住宅県営住宅(福山・府	係る歳入等の内容委託した公金事務に
令和一二年三月三 令和七年四月一日~	(委託期間)